

阿波市ソーシャルメディア活用ガイドライン

本市では、ツイッターやフェイスブック、ブログなど、インターネット上の様々なソーシャルメディアサービスの著しい普及に伴い、市政に関する情報も迅速かつ積極的な発信を図ることを目的として、市ホームページと併せて、今後ソーシャルメディアを活用した情報発信を推進していくことといたしました。

また、国においても、内閣官房、総務省、経済産業省が共同で、国、地方公共団体等の公共機関が民間ソーシャルメディアを活用する際の留意点をまとめた「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」を示しております。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性やなりすまし、一方的な記述などを起因とする不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題に発展し、社会に対し、多大な影響を及ぼすことがあります。したがって、ソーシャルメディアを使いこなすためには、その利用者がソーシャルメディアの特性やリスクなどを十分理解しておく必要があります。

以上のことから、阿波市職員が業務又は一個人の立場で、ソーシャルメディアが適切に利用され、その有用性を十分に活用できるよう、「阿波市ソーシャルメディアの活用に関するガイドライン」を定めます。

1 ソーシャルメディアの定義

ツイッター、フェイスブック、ブログ、電子掲示板等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

2 ソーシャルメディアの特性

1. メリット

- ・ 迅速・時期に合った情報発信が可能です。
- ・ 市公式ウェブサイトへの誘導など、自団体の持つ情報伝達媒体と連携した情報発信が可能です。
- ・ 積極的に情報発信することで、行政の透明性を高める効果が期待できます。
- ・ 緊急時における情報発信手段としての活用も可能です。

2. デメリット

- ・ 一度発信した情報を完全に削除することは困難なため、間違った情報を発信した場合、情報の訂正が困難な場合があります。
- ・ 発信した情報が他の利用者の誤解を招いた場合など、トラブルになる危険性があります。
- ・ 発信した情報に対する意見、質問への対応に労力を要する場合があります。
- ・ 市の情報発信に見せかけた、成りすましが発生する可能性があります。

3 ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、市政に対して想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、職員が留意すべき事項を明らかにしたものがこのガイドラインです。

4 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、阿波市職員としての身分を有する者（会計年度任用職員、派遣先団体に派遣されている職員及び他自治体や外郭団体との人事交流により阿波市の組織に配属されている職員等を含む）、及び、市公式のソーシャルメディアの運用を委託された業者に対して適用されます。

5 ソーシャルメディアの利用にあたっての基本原則

1. 職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持たなければなりません。
2. 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければなりません。
3. 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければなりません。
4. 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する必要があります。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておく必要があります。
5. 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し、無用な議論となることは避けなければなりません。

6 次に掲げる情報は発信してはいけません。

- 1) 不敬な言い方を含む情報
- 2) 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
- 3) 違法行為又は違法行為を煽る情報
- 4) 単なる噂や噂を助長させる情報
- 5) わいせつな内容を含むウェブサイトへのリンク
- 6) その他公序良俗に反する一切の情報